

国立大学附属幼稚園に通うお子様の保護者の皆様へ

国分寺市子ども家庭部保育幼稚園課

施設等利用費の給付請求のお手続きについて（ご案内）

令和8年度前期分（令和8年4月～令和8年9月）

平素より当市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園の満3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化されました。無償化の内容や給付方法については、幼稚園の種類や自治体により異なりますが、未移行幼稚園*で教育時間部分の給付方法を償還払いとしている幼稚園については、以下のとおりとなります。

内容をご確認のうえ、記入例などを参考に請求書を記入し、必要書類を取り揃えてご提出くださいますようお願いいたします。

*「未移行幼稚園」は子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園のことを指します。

1. 無償化の内容

	内容
新1号認定の方*1	教育時間部分
	8,700円/月まで無償*2
新2号・新3号認定の方*1 (保育の必要性の認定事由に該当する子ども)	教育時間部分
	8,700円/月まで無償*2
	教育時間部分に加え、幼稚園の預かり保育を利用する場合
	3～5歳児クラスの子ども 1日あたり450円まで、月額11,300円を上限として無償*3
	市民税非課税世帯の満3歳の子ども 1日あたり450円まで、月額16,300円を上限として無償*3

*1 認定の種別は施設等利用給付認定通知書をご確認ください。(確認方法は、4ページの「認定番号・認定種別確認方法」をご覧ください。) お手元に認定通知書がない場合は、国分寺市保育幼稚園課入園相談係 042-312-8648（直通）までお問い合わせください。

*2 未移行幼稚園（国立大学附属幼稚園を除く）は25,700円/月、国立大学附属特別支援学校幼稚園部は400円/月まで無償。

*3 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）には、預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等の利用料についても無償化の対象となります。無償化上限月額11,300円または16,300円から、幼稚園の預かり保育の利用料を差し引いた額が認可外保育施設等の無償化上限額となります。（施設によって預かり保育の実施状況が異なりますので、所在自治体のホームページまたはご利用の施設にお問い合わせください。）

なお、認可外保育施設の保育料無償化の経過措置の終了に伴い、令和6年10月以降、国が定める指導監督基準を満たさない施設は保育料無償化対象外となりますので、ご請求の際はご注意ください。

2. 給付請求ができるもの

新1号認定の方

- ① 教育時間部分の施設等利用費

新2号認定、新3号認定の方

- ① 教育時間部分の施設等利用費
② 幼稚園の預かり保育などの施設等利用費＊ご利用の実績がある場合
＊ご利用がなければご請求（請求書および領収証のご提出）は不要です。

3. 提出していただく書類（書式は施設または市ホームページから入手できます。）

No.	書類名	新 1 号 認定	新2号・ 3号認定	備考
1	施設等利用費請求書（様式第2号）教育部分	○	○	全員ご提出ください。
2	施設等利用費請求書（様式第3号）預かり保育部分	-	○	ご利用がある場合ご提出ください。
3	特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証	○	○	「領収証兼特定子ども子育て支援提供証明証」として1枚で発行される場合があります。
4	特定子ども・子育て支援提供証明書	○	○	
5	活動報告書	ファミサポご利用の場合 ※対象施設の場合のみ		
6	委任状	認定保護者以外の口座指定のみ（お子様口座指定不可）		



請求書は別添の記入例を参考にご記入ください！

4. 提出方法及び提出期間



請求書の入手

【請求書配布場所】ご利用の施設または国分寺市保育幼稚園課（国分寺市役所2階）
＊市ホームページからダウンロードもできます。ページ番号検索【1020864】



請求書の作成と提出

記入例を参考に請求書を作成、施設から発行された領収証等を添付し、別添の返信用封筒にて国分寺市保育幼稚園課までご提出ください。（施設で取りまとめの案内がありましたら施設へご提出ください。施設へ提出する際の切手は不要です。）

- * 振込先口座は認定保護者の口座を指定してください。認定保護者以外の口座を指定する場合は必ず委任状が必要です。なお、お子様の口座は指定できません。
- * 教育部分と預かり保育部分の両方を請求される場合、振込先口座は同じ口座をご指定いただきますようお願いいたします。
- * 施設によって領収証等の発行に時間がかかる場合があります。お早めにご利用の施設にご相談ください。

【請求書類の提出期間】

- 施設へ提出する場合：施設の締切りに従ってください。
- 市へ提出する場合：令和8年10月1日（木）から10月20日（火）まで
 - * 期限内にご提出ください。なお、各月の利用に対する請求権は翌月1日から2年を経過すると消滅します。

STEP 3

給付

書類審査後に請求書に記載のあった金融機関の口座へ施設等利用費を振り込みます。

【支払い予定時期】

令和8年11月頃

- * 請求書類に不備がある場合、給付時期が遅れることがありますのでご了承ください。

5. その他留意事項

- (1) 請求書は今期用に施設から配布されたもの、または国分寺市 HP に掲載されている様式を使用してください。様式が一部変更されているため、旧様式でご提出の場合、再提出をお願いすることがあります。
- (2) 年収360万円未満相当世帯および全ての世帯の（小学校3年生までの年長の子から数えて）第3子以降のお子さんの副食費相当額（おかず代）として月額上限5,100円を給付します。詳細につきましては、市ホームページ等をご確認ください。
- (3) 請求書審査の際に市から連絡することがありますので、予めご了承ください。

* 提出・お問い合わせ先

■請求書連絡先

〒185-8501 国分寺市泉町 2-2-18 国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 給付管理係

■お問合せ先 受付時間 平日 8:30～17:00

- 請求書関係 給付管理係 042-312-8649
- 認定関係 入園相談係 042-312-8648

認定番号・認定種別確認方法

様式第19号（第15条関係）

国子保発第NNNNNN号
令和7年7月18日

185-8501
東京都国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺 ホチ夫 様



施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための

請求書類の認定番号はこちらの数字をご記入ください。

認 定 番 号		*****
子 ど も	フ リ ガ ナ	コクブンジ ホチコ
	氏 名	国分寺 ホチ子
	生 年 月 日	令和*年*月*日
保 護 者	住 所	国分寺市泉町二丁目2番18号
	フ リ ガ ナ	コクブンジ ホチ夫
	氏 名	国分寺 ホチ夫
	生 年 月 日	昭和*年*月*日
	保育必要性の 事 由	就労
決 定 年 月 日		令和7年6月20日
認 定 区 分		新2号認定
認 定 有 効 期 間		令和7年4月1日～令和8年3月31日

認定書類の認定種別はこちらの数字をご記入ください。

●第30条の4第2号 または 第30条の4第3号
→新2号認定 または 新3号認定

※預かり保育部分の無償化対象は、新2号認定、新3号認定を受けている方のみです。

お問合せ先
〒185-8501
東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市保育幼稚園課入園相談係
TEL 042-312-8648